

資料①

農業者年金受給権者のご遺族へ

農業者年金受給権者の死亡届等について

農業者年金受給権者【農業者年金を受給されている方・停止であっても現況確認届が送付されている方】が亡くなった場合は、死亡届・未支給年金請求の手続きが必要です。

この手続きが遅れますと年金がいつまでも振り込まれ、後日返納しなければいけません。

このため、ご遺族の方が速やかに（14日以内）手続きをお願いします。

・『農業者年金受給権者死亡届・未支給請求書』に必要な書類

1 年金証書

（紛失されたときは、紛失届に署名していただきます。）

2 印鑑

3 受給者の戸籍謄本または除籍謄本(死亡の記載のあるもの)

4 請求者の戸籍抄本(受給者との続柄を確認できるもの)

※ 3で続柄が確認できれば4は不要です。

詳細は、JA信州諏訪茅野市中央支所の年金担当へお尋ね下さい。

〔届出先窓口〕

JA信州諏訪茅野市中央支所

茅野市仲町3番1号

（JR茅野駅東口前・旧塚原支所）

電話0266-72-2426

〒391-8501

茅野市塚原2丁目6番1号

茅野市農業委員会事務局

Tel.0266-72-2101 内線441・442